

# 11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で取り組むべき重要な問題です。

## DVとは

- ・自分の言うことをきかないと、大声で怒鳴ったり、ときには手が出る
- ・携帯のメールや通信履歴をチェックして、勝手にアドレスや登録記録を消したりする
- ・携帯電話に出なかったり、メールをすぐに返信しないと怒る
- ・気に入らないと不機嫌になって無視したり、「バカ」「デブ」など人をおとしめるようなことを言う
- ・相手の気持ちは関係なく、セックスを求めたり、避妊をしない

これらはDV（ドメスティック・バイオレンス）＝暴力です

DVは「人権侵害」であり、たとえ夫婦・恋人同士であっても絶対に許されません

もし、あなたや友人がDVの被害者かも……と気付いたら、ひとりで悩まないでまずは相談を…



## 相談窓口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」【相談専用電話(無料)】 ☎ 0120-71-7867 なやむな

【相談受付時間】 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始休み） 駅前町 17-1 市立保健センター（駅前ビル EAGA2 階）

## 警察の相談窓口

島根県警察相談センター … ☎ 0852-31-9110

益田警察署生活安全課 … ☎ 22-0110

## 県の相談窓口

島根県女性相談センター西部分室 ☎ 0854-84-5661

益田児童相談所 … ☎ 31-1886

# 11月は児童虐待防止推進月間です

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

## 児童虐待とは

- ◆身体的虐待 … 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ◆性的虐待 …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ◆ネグレクト … 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、子どもを家に残して度々外出する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- ◆心理的虐待 … 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害な行為や発言は虐待になります。



## 「虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください

- ・妊娠・出産で悩んでいるとき  
「出産して、子どもを育てていけるかしら」  
「妊娠中や出産後の生活に不安がある」 など
  - ・子育てに悩んでいるとき  
「また、叱ってしまった」「ついイライラして、たたいてしまう」「子育てに自信がなく不安で…」  
「子どもがかわいいと思えない」 など
  - ・気になることがある  
「子どもや親の様子がなんとなく気になる」 など
- ひとりで悩まずに相談してください。

## 相談窓口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」

【相談専用電話(無料)】 ☎ 0120-71-7867 なやむな

【相談受付時間】 8:30～17:15（土・日・祝日、年末年始休み）  
駅前町 17-1 市立保健センター（駅前ビル EAGA2 階）

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく  
☎ 189

※地域の児童相談所に電話につながります。